

平成29年第4回
笠間市議会定例会会議録 第6号

平成29年12月15日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	海老澤	勝君
副議長	14番	石松俊	雄君
	1番	田村泰	之君
	2番	村上寿	之君
	3番	石井	栄君
	4番	小松崎	均君
	5番	菅井	信君
	6番	畑岡洋	二君
	7番	橋本良	一君
	8番	石田安	夫君
	9番	蛭澤幸	一君
	10番	野口	圓君
	11番	藤枝	浩君
	12番	飯田正	憲君
	13番	西山	猛君
	15番	萩原瑞	子君
	16番	横倉き	ん君
	17番	大貫千	尋君
	18番	大関久	義君
	19番	市村博	之君
	20番	小藺江	一三君
	21番	石崎勝	三君

欠席議員

なし

出席説明者

市	長	山口伸	樹君
副	市	長	久須美忍君

教 育 長	今 泉 寛 君
市 長 公 室 長	塩 畑 正 志 君
総 務 部 長	中 村 公 彦 君
市 民 生 活 部 長	石 井 克 佳 君
福 祉 部 長	鷹 松 丈 人 君
保 健 衛 生 部 長	打 越 勝 利 君
産 業 経 済 部 長	米 川 健 一 君
都 市 建 設 部 長	大 森 満 君
上 下 水 道 部 長	鯉 淵 賢 治 君
市 立 病 院 事 務 局 長	友 水 邦 彦 君
教 育 次 長	小 田 野 恭 子 君
消 防 長	水 越 均 君
笠 間 支 所 長	渡 部 明 君
岩 間 支 所 長	岡 野 正 則 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	飛 田 信 一
議 会 事 務 局 次 長	渡 辺 光 司
次 長 補 佐	堀 越 信 一
主 査	若 月 一
係 長	神 長 利 久

議 事 日 程 第 6 号

平成29年12月15日（金曜日）

午 前 10 時 開 議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第84号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第85号 笠間市立病院条例の一部を改正する条例について
- 議案第86号 笠間市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第87号 笠間市特別会計条例等の一部を改正する条例について
- 議案第88号 笠間市公共下水道事業基金条例を廃止する条例について

- 議案第 89号 かさま歴史交流館井筒屋の設置及び管理に関する条例について
- 議案第 90号 笠間市公共下水道事業の設置等に関する条例について
- 議案第 91号 指定管理者の指定について（笠間市地域福祉センター）
- 議案第 92号 指定管理者の指定について（笠間の家）
- 議案第 93号 指定管理者の指定について（筑波海軍航空隊記念館）
- 議案第 94号 指定管理者の指定について（笠間市民体育館）
- 議案第 95号 指定管理者の指定について（笠間市岩間総合運動公園）
- 議案第 96号 指定管理者の指定について（笠間市総合公園，石井街区公園）
- 議案第 97号 指定管理者の指定について（笠間市笠間武道館）
- 議案第 98号 指定管理者の指定について（笠間市岩間海洋センター）
- 議案第 99号 指定管理者の指定について（笠間市岩間工業団地テニスコート）
- 議案第100号 工事委託に関する協定の変更について
- 議案第101号 平成29年度笠間市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第102号 平成29年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第103号 平成29年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第104号 平成29年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第105号 平成29年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第106号 平成29年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第107号 平成29年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第108号 平成29年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第 84号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
 - 議案第 85号 笠間市立病院条例の一部を改正する条例について
 - 議案第 86号 笠間市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
 - 議案第 87号 笠間市特別会計条例等の一部を改正する条例について
 - 議案第 88号 笠間市公共下水道事業基金条例を廃止する条例について
 - 議案第 89号 かさま歴史交流館井筒屋の設置及び管理に関する条例について

- 議案第 90号 笠間市公共下水道事業の設置等に関する条例について
議案第 91号 指定管理者の指定について（笠間市地域福祉センター）
議案第 92号 指定管理者の指定について（笠間の家）
議案第 93号 指定管理者の指定について（筑波海軍航空隊記念館）
議案第 94号 指定管理者の指定について（笠間市民体育館）
議案第 95号 指定管理者の指定について（笠間市岩間総合運動公園）
議案第 96号 指定管理者の指定について（笠間市総合公園，石井街区公園）
議案第 97号 指定管理者の指定について（笠間市笠間武道館）
議案第 98号 指定管理者の指定について（笠間市岩間海洋センター）
議案第 99号 指定管理者の指定について（笠間市岩間工業団地テニスコート）
議案第100号 工事委託に関する協定の変更について
議案第101号 平成29年度笠間市一般会計補正予算（第4号）
議案第102号 平成29年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第103号 平成29年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第104号 平成29年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第105号 平成29年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第106号 平成29年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議案第107号 平成29年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）
議案第108号 平成29年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（海老澤 勝君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりです。

議事日程の報告

○議長（海老澤 勝君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（海老澤 勝君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、9番蛭澤幸一君、10番野口 圓君を指名いたします。

議案第 84号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 85号 笠間市立病院条例の一部を改正する条例について

議案第 86号 笠間市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 87号 笠間市特別会計条例等の一部を改正する条例について

議案第 88号 笠間市公共下水道事業基金条例を廃止する条例について

議案第 89号 かさま歴史交流館井筒屋の設置及び管理に関する条例について

議案第 90号 笠間市公共下水道事業の設置等に関する条例について

議案第 91号 指定管理者の指定について（笠間市地域福祉センター）

議案第 92号 指定管理者の指定について（笠間の家）

議案第 93号 指定管理者の指定について（筑波海軍航空隊記念館）

議案第 94号 指定管理者の指定について（笠間市民体育館）

議案第 95号 指定管理者の指定について（笠間市岩間総合運動公園）

議案第 96号 指定管理者の指定について（笠間市総合公園，石井街区公園）

議案第 97号 指定管理者の指定について（笠間市笠間武道館）

議案第 98号 指定管理者の指定について（笠間市岩間海洋センター）

議案第 99号 指定管理者の指定について（笠間市岩間工業団地テニスコート）

議案第 100号 工事委託に関する協定の変更について

議案第 101号 平成29年度笠間市一般会計補正予算（第4号）

議案第 102号 平成29年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

- 議案第103号 平成29年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第104号 平成29年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第105号 平成29年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第106号 平成29年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議案第107号 平成29年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）
議案第108号 平成29年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（海老澤 勝君） 日程第2、議案第84号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、ないし議案第108号 平成29年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）までの25件を一括議題といたします。

審査が終了しておりますので、各常任委員会の委員長から、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務産業委員会委員長小松崎 均君。

〔総務産業委員長 小松崎 均君登壇〕

○総務産業委員長（小松崎 均君） 今期市議会定例会におきまして、総務産業委員会に付託をされた議案につきまして、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は12月7日に、執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第84号のほか2件の付託議案の審査を行いました。

審査の過程での主な質疑と審査結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第101号 平成29年度笠間市一般会計補正予算（第4号）、消防本部総務課所管では、現在の防火水槽撤去後の新たな設置計画について質疑があり、現在の設置箇所から120メートル以内の場所に来年度以降設置する予定であるとの答弁がありました。

次に、資産経営課所管において不動産売り払い収入の内容についての質疑があり、用途廃止した道路と水路の処分によるものであるとの答弁があります。

次に、税務課所管において、個人市民税所得割の1億円増額補正の理由について質疑があり、退職所得、株式の売却益による分離課税申告、年金所得調整額がそれぞれ増加したことに加え、個人所得の伸びが推測されるためであるとの答弁がありました。

次に、市民活動課所管において、ふるさとづくり寄附金業務代行委託料について、寄附金の収支状況と対策についての質疑があり、平成28年度は現在精査中であるが、平成27年度については、笠間市民が市外に寄附しているほうが多い状況にある。魅力ある特典開発に加え、インターネットサイトの掲載場所による影響も大きいため、サイトの選択も含め対策を進めていきたいとの答弁がありました。

また、この事業については、納税額が多い自治体の取り組み等を参考に、知恵を出して

取り組むべきであるとの意見もありました。

次に、新たに20基設置する防犯カメラの設置場所について質疑があり、駅など公共施設の設置がおおむね完了したため、今年度は主要交差点等に設置する予定であるとの答弁がありました。

次に、農政課所管において、林地台帳システム構築委託料について質疑があり、県で定める地域対象民有林に指定された山林の伐採等をするときは、市に伐採届を提出する義務があるが、現在は地番管理されていないため、今後地番管理を行うために構築するものであるとの答弁がありました。

なお、議案第84号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、条例はマイナンバーに基づくものであり、通知カードの誤配送などによる個人情報の漏えい等、さまざまな問題が生じると考えられるとの理由から反対討論がありました。

採決の結果、議案第84号は賛成多数により、議案第92号、101号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上が、当委員会に付託になりました議案の審査の経過と結果であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げますとご報告といたします。

○議長（海老澤 勝君） 次に、教育福祉委員会委員長より報告願います。

委員長石田安夫君。

〔教育福祉委員長 石田安夫君登壇〕

○教育福祉委員長（石田安夫君） 今期市議会定例会において、教育福祉委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は12月7日に、執行部より関係部課長の出席を求め、議案第85号外14件の付託議案の審査を行いました。

初めに、審査の過程での主な質疑、意見等について申し上げます。

議案第91号 指定管理者の指定について、笠間市地域福祉センターでは、委託により保健師など資格を有した職員の増減はあるのかとの質疑に対し、保健師に関しては、来年4月に地域医療センターへ移転する。残った岩間保健センターについては、地域福祉の拠点として整備され、福祉に関する専門職員の増減はないとの答弁がありました。

議案第93号 指定管理者の指定について、筑波海軍航空隊記念館では、記念館に常駐する職員の人数と職員の労働条件はどの質疑に対し、通常は平日が3名、土日は5名程度で対応する。なお、ツアーなどが予定される場合は弾力的に対応するとの計画が出されている。また、館長が月給25万円、一般職員が20万円であるとの答弁がありました。

議案第96号 指定管理者の指定について、笠間市総合公園、石井街区公園では、笠間市

総合公園は国体の会場にもなる。国体も間近に控えているので、国体に係る業務も含めて、管理委託のすり合わせを進めて対応されたいとの意見に対し、国体は笠間市にとっても大事な行事であるので、指定管理者とも十分協議しながら進めていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第101号 平成29年度笠間市一般会計補正予算（第4号）であります。社会福祉課所管では、障害者自立支援給付費を増額する内容や積算根拠は何かとの質疑に対し、昨年と比較して放課後デイサービスの利用増に伴い、毎月100万円ほど増額している。また、障害者の相談支援など福祉サービスが利用増に伴い、毎月1,000万円ほど増額となっているため増額補正するものであるとの答弁がありました。

学務課所管では、稲田中学校ののり面崩落の修復工事については、想定外の事故につながるよう公共施設の点検をしっかりと行い進めてもらいたいとの質疑に対し、詳細な検査結果を踏まえて工事を進めていきたいとの答弁がありました。

生涯学習課所管では、筑波海軍航空隊記念館の指定管理料設定の根拠はどの質疑に対し、指定管理者から事業計画の自主事業による入館者の増加による収益などを含めて、委託料を設定したとの答弁がありました。また、それに関し、市としてこの施設を恒久的にどのようにしていくべきなのかという考え方、方針を明らかにしていくべきであるとの意見がありました。

このほか議案第85号、議案第94号、議案第95号、議案第97号、議案第98号、議案第99号、議案第102号、議案第113号、議案第104号及び議案第107号については、執行部から詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、議案第86号を除く議案14件について採決したところ、いずれも全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、議案第86号 笠間市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、反対の立場から、保健センターが集約されることにより地域での保健サービスの低下を懸念している住民がたくさんいる。また、住民の多くが笠間保健センターの存続や機能を十分に果たしてほしいとの要望がある。そうした中で、議会での審議が不十分であることや住民の理解が得られていないことなどから反対であるとの討論がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決いたしましたところ、賛成多数により可決すべきものと決した次第であります。

以上が、当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げて、ご報告といたします。

○議長（海老澤 勝君） 次に、建設土木委員会委員長より報告願います。

委員長橋本良一君。

〔建設土木委員長 橋本良一君登壇〕

○建設土木委員長（橋本良一君） 今期市議会定例会において、建設土木委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は、12月8日及び13日の両日、執行部より関係部課長等の出席を求め、付託になりました議案第87号外8件の付託議案の審査を行いました。

審査の過程での主な質疑、意見並びに審査結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第87号 笠間市特別会計条例等の一部を改正する条例については、公共下水道事業の管理者の権限を行う市長とは、近隣市町村との広域化を考えているものなのかという質疑があり、地方公営企業法第7条に管理者の設置を置くと定められており、将来の広域化の関連はないとの答弁がありました。

次に、議案第89号 かさま歴史交流館井筒屋の設置及び管理に関する条例については、観光情報の発信地や市民と観光客との交流促進を設置目的とする施設にもかかわらず、月曜日を休館日とすることに疑問を呈する意見が出ました。しかしながら、執行部の説明や、今までにない施設体制を考慮し、まずは運営をスタートした上で利用者から出てくる改善点等には柔軟性を持って対応していくことを執行部に強く要望し意見を終結いたしました。

次に、議案第101号 平成29年度笠間市一般会計補正予算（第4号）であります。管理課所管で、道路橋りょう総務費の申請手数料の内容についての質疑があり、現況水路で所有者の移転手続のため、裁判所に申請する手数料であるとの答弁がありました。

都市計画課所管では、所有者不明の空き地の管理についての考え方の質疑に対し、国において所有者不明の空き地対策の制度設計を行っており、国の動向を注視しながら対応していきたいとの答弁がありました。

まちづくり推進課所管では、井筒屋本館前の広場の活用について地元の方々にもわかるよう、また安全上にも考慮して実施していただきたいとの意見がありました。

審査の結果、当委員会に付託になりました全ての議案は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。ご報告といたします。

○議長（海老澤 勝君） 各常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

3番石井 栄君。

〔3番 石井 栄君登壇〕

○3番（石井 栄君） 3番、日本共産党の石井 栄です。

議長の許可を得まして、議案第84号及び議案第86号の反対討論をいたします。

まず、議案第84号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論をいたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を、別紙のとおり改正すると述べ、提案理由には、本案は特定事務において特定個人情報を利用した事務手続を追加するため、所要の改正をするものでありますと記載されています。

新旧対照表の別表2第4条関係では、機関の12市長事務の介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施または保険料の徴収に関する事務であって、規則で定める者には、特定個人情報として従来あった外国人生活保護関係情報であって、規則に定めるもののほかに新たに、一つは生活保護関係情報であって規則に定めるもの。二つ目には、介護保険法及び高齢者の医療の確保に関する情報であって、規則で定めるもの。三つ目は、身体障害者福祉法による入所の措置に関する情報であって規則に定めるもの。四つ目には、地方税関係情報であって規則に定めるものの4項目が新たに加わり、特定個人情報を利用した事務手続が追加されました。また、他の機関事務、特定個人情報の欄には、新たに幾つかの項目が追加されています。

マイナンバー制度とも呼ばれるこの制度は、国民の各種個人情報を個人番号、マイナンバーによって結びつけ活用する制度です。利便性が強調されておりますが、犯罪等の危険性を高め、国民に負担増をもたらすものです。

また、扱われる情報が桁違いに拡大され、システム構築費用も莫大です。さらにマイナンバー制度で管理される個人情報は、現在は社会保障、税、災害の3分野の行政事務ですが、政府、産業界では対象情報の拡大、カード利活用の拡大を目指しています。そして、さまざまな場面でマイナンバーの記載が求められます。番号の管理という負担感が増す一方、市民生活上のメリットはあるのでしょうか。

情報流出の事件、事故が相次いでいます。2015年6月には、日本年金機構における職員のパソコンが外部から送られたメールに付随したウイルスに感染し、125万件もの個人情報が流出しました。今年になってからも誤配送により多くの個人情報が流出しました。情報を分散管理しても安全ではありません。中間サーバ、マイナポータルを通じた情報流出の危険があり、中でも個人パソコンで、マイナンバーに基づく情報を見ることができるマイナポータル個人情報の流出経路として最も危惧されています。

ICカードとパスワードさえあれば、特定個人のあらゆる情報を一覧できますから、プライバシーは丸裸にされるとも言われています。不正取得やカード偽造、成り済まし犯罪

の危険は避けられません。制度の導入には莫大な経費や事務負担がかかります。中小企業の経営を圧迫する巨額の負担がかかります。従業員を雇用する際に税務署に提出する源泉徴収票などの法定調書に個人番号を記載することが求められるため、従業員の個人番号の管理が求められます。個人番号は法律によって特段の管理が求められており、そのためのコストが生じるからです。この制度のもとで、公的機関による人権侵害の個人情報収集や国民監視が繰り返されています。今回の条例改正は、そのような危険を助長するものになりかねません。このようなことは行うべきではありません。よって、この条例案に反対いたします。

次に、議案第86号 笠間市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

この条例案では、笠間市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を別紙のとおり改正するとして、現行の笠間市美原の笠間市友部保健センター、笠間市笠間にある笠間市笠間保健センター、笠間市下郷にある笠間市岩間保健センターの名称及び位置を、笠間市南友部1966番地1の笠間市保健センターに変更するものであります。

提案理由では、本案は、保健センターの機能の集約及び移転に伴い、所要の改定をするものであると述べております。何がどのように変わるのでしょうか。

市は、今年6月15日の全員協議会に、今後の保健事業の展開についてという資料を提出いたしました。その中の保健センターの集約について、その集約のメリットとして、保健医療福祉の専門職によるワンストップの相談体制の構築、全世代に対する支援体制の強化による包括的なサービスの展開、医療連携による継続的な保健指導の実施、早期治療等による重症化予防の強化、多職種連携による各種講座等の実施、保健福祉施策の情報発信力の強化などが述べられています。

また、今後の保健事業については、保健、医療、福祉の連携強化を図り、地域医療センターかさまを核とした包括的な保健予防サービスを展開しながら、参加しやすい身近な場所におけるサービスの提供を図り、市民の利便性及びサービスの向上を図っていく。また、健診等における具体的な会場等については、利用者等の意見をいただきながら決定していくと述べております。

また、保健事業の方向性では、保健指導や子育て世代への支援事業などにおいて、医療福祉との連携による強化を図る健康診査、健康相談等については、参加しやすい環境を確保する。現在と同様に、全会場に参加できる体制とし、各地区における会場を確保していく。各種健康診査、健康相談、健康講座、健康教室等については、各地区で実施。上記のように記されております。

実際の保健センターの事業は、どのような変更になるのかと言いますと、友部保健センターは、成人に対する3事業、母子に対する2事業、精神障害者に対する1事業が地域医療センターかさまで実施、団体におけるシルバーリハビリスクエアステップは使用希望に

より対応、社協による親子通園事業、障害者福祉センターは友部保健センターとなっております。

岩間保健センターは、成人の3事業及び母子の1事業は岩間保健センターか各地域施設、母子の1事業は地域医療センターかさま、団体のシルバーリハビリスクエアステップは使用希望により対応、社協の親子通園事業、障害者福祉センターは、岩間保健センター内で実施。

笠間保健センターは、成人の3事業及び母子の1事業は笠間地区施設公民館地区会館、ポレポレ及び各地域施設、母子の1事業及び精神障害者の1事業、デイサービスは地域医療センターかさま、団体のシルバーリハビリスクエアステップは、地域内民間施設を協議中という体制で運営しようと、このような報告がされております。

友部、岩間、笠間の各保健センターで行われていたそれぞれの事業は、事業として残りますが、実施場所が変更になり、友部、岩間の各保健所は建物としては残り、そこで一部の事業が行われますが、保健センターとして行ってきた体系的な事業運営ではなく、地域医療センターかさま、南友部に移転予定における管理運営に集約された事業運営となります。一方、笠間保健センターは解体の方向で進めていくとの方針が示されています。そのため、笠間保健センターで行われる事業はなくなるというのが現時点での市の方針です。

笠間は、拠点としての笠間保健センターを解体撤去するということが示されています。本当に撤去するのでしょうか。友部保健センターより2年も新しい建物が笠間保健センターです。市が市民に行わなければならない大切な事業は、医療、保健や教育です。市民の健康を守るために必要な保健センターの改修が必要であれば、大規模改修に1億円以上の経費がかかっても出すべきではないかと思います。出せないことはないと思います。

利用者は、立派な建物で取り壊す必要はないのではないかと聞いております。昭和62年に竣工した笠間保健センターは耐震工事が必要なのでしょうか、必要ならば耐震工事をするべきでしょう。耐震工事は不要ではないかというお話もお聞きします。それほど改修費が必要なのでしょうか。解体の理由として、老朽化、駐車場の狭さ、維持管理費、公共建築物の総量の削減方針等が挙げられていますが、保健センターが各地域で果たしている役割をしっかりと見直していく必要があると思います。優先すべきは保健、医療ではないでしょうか。

昨日1通の手紙が届きました。笠間市議会議員様となっておりますので、ほかの議員さんにも多分届いているのではないかなと思います。その一部をご紹介します。

笠間保健センターは、地元に着し、私たちの健康を支えています。地元の住民はこれがなくなることに不安を感じております。そこで署名に取り組み、地元の方々の多くの署名を集め、先月12月8日に市長にお届けし、要望を伝えたところです。市長からは12月中に地元の方々に対する説明会を開くという回答をいただきました。議員の皆様にごこのことをお伝えし、ご理解とご協力をいただきたくお手紙を差し上げた次第です。どうぞよろし

くお願いします。12月12日、笠間市議会議員様、世話人4名の女性の方のお名前が記されています。

市長宛ての要望書のコピーも同封されておりました。それには、笠間保健センターを存続させ、その事業を今後も継続させることを求める要望書とあり、要望賛同者署名人名簿を添えて提出いたしますと、12月8日の日付で要望者4名の女性の方の名前が記されておりました。何名の署名が添えられていたかは私にはわかりませんので、今お話しはできませんが、このお手紙には説明会を12月中に開くという回答が市長からありましたと書いてありますが、これは市民の方々への柔軟な対応ではないかなというふうに思います。

地元の方からは、このほかに保健センターを取り壊すことになったときには、住民のために新しい建物を建ててくださいという旨の要望もあるとお話をお聞きしています。市民の要望に市執行部の皆さんも応えていただけないでしょうか。保健センターを取り壊すことなく有効活用して保健業務を継続できるようにできないでしょうか。

年末の多忙な時期に、住民に対する説明会を開催するという方針をお決めになったことに敬意を表します。一度決めた方針を変えるのはなかなか難しいことですね、それは一定の根拠があるからです。

しかし、その決定過程には問題があります。関係部局や市で何年も議論、検討されたとのことですが、その間に市民に諮ることがあったのでしょうか、方針決定後は、笠間地区の区長会が開催され、意見の交換があったと聞いていますが、対象者の3割もいないところでの会合だと伺っております。これで説明会を開いたといっても、区長さんも困ってしまうのではないのでしょうか。何よりも市民の意見を反映することは極めて難しいものであったと言わなければなりません。このような経過をたどって方針が市民に伝わり理解されたと判断されることは難しいのではないかと思います。

このような状況から見て、改めて市民に説明し、市民の意見を聞き、その意見に向き合うことはとても大切なことであると思います。この中で、方針の見直しがされたとしても、誰もそのことに異議を唱えることはないと思います。むしろ市民からの信頼は今以上に厚くなるのではないのでしょうか、少なくとも私はそうです。

全ての方針が間違いなく進んでいくとは限りません。人や組織のすることに見直しが必要なことは必ずあります。それに気づいたときに、どのように対応できるかが大切だと思います。人も組織もその対応で価値が発揮できるのだと思います。私も市民の方からのお手紙を拝読しまして、そのことを思った次第です。

必要であれば、3月の議会に保健センターの継続に必要な条例案を提出できればよいのではないかと思います。よって、この条例案には反対いたします。議員各位のご理解とご賛同を賜りますようお願いいたしまして反対討論といたします。

以上です。

○議長（海老澤 勝君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、議案第84号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この報告は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（海老澤 勝君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号 笠間市立病院条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号 笠間市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（海老澤 勝君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号 笠間市特別会計条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号 笠間市公共下水道事業基金条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決され

ました。

次に、議案第89号 かさま歴史交流館井筒屋の設置及び管理に関する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号 笠間市公共下水道事業の設置等に関する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号 指定管理者の指定について（笠間市地域福祉センター）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号 指定管理者の指定について（笠間の家）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号 指定管理者の指定について（筑波海軍航空隊記念館）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号 指定管理者の指定について（笠間市民体育館）を採決いたします。
本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号 指定管理者の指定について（笠間市岩間総合運動）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号 指定管理者の指定について（笠間市総合公園、石井街区公園）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号 指定管理者の指定について（笠間市笠間武道館）を採決いたします。
本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号 指定管理者の指定について（笠間市岩間海洋センター）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号 指定管理者の指定について（笠間市岩間工業団地テニスコート）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号 工事委託に関する協定の変更についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第101号 平成29年度笠間市一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号 平成29年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

次に、議案第103号 平成29年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第104号 平成29年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第105号 平成29年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第106号 平成29年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第107号 平成29年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第108号 平成29年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（海老澤 勝君） 以上で、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これにて平成29年第4回市議会定例会を閉会といたします。

長い間ご苦労さまでした。

この後、全員協議会を11時より開きますので、議員並びに執行部は全員協議会室にご参集願います。

大変ご苦労さまでした。

午前10時47分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 海老澤 勝

署名議員 蛭澤 幸一

署名議員 野口 圓